

目次

- 1面 2年度決算、国保の手続き など
- 2面 高額療養費、第三者行為、学生特例、口座振替の案内、スマートフォン決済アプリ納付サービス など
- 3面 マイナンバーカードの案内 など
- 4面 特定健診、人間ドック・脳ドック、倒産・解雇等の軽減措置、国保税の特別徴収 など

国保の財政がピンチです!

本市国保の財政状況は厳しく、令和2年度の単年度収支は約6.6億円赤字、累積赤字は38億円を超えています。

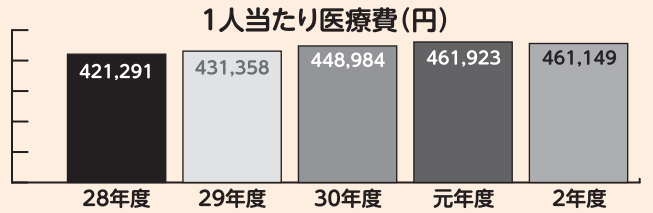
国民健康保険事業は、加入者全員で国保税を出し合い、必要な医療費を負担する助け合いの医療制度です。市の国保財政は、依然として厳しい状況が続いています。要因は、医療技術の高度化や高齢化の進展により、1人当たりの医療費が高くなっていることなどによるものです。

令和2年度決算

歳入：652億2,709万4,043円
 歳出：658億8,783万 184円

令和2年度は約6億6千万円赤字

収支差引 単年度収支 ▲ 6億6,073万6,141円
 (累積赤字 ▲ 38億2,213万8,030円)



みんなの健康、ささえる国保。厳しい財政運営。医療費節約にご協力を!!

◎医療費適正化に向けて!

- 病気の早期発見・早期治療のために、特定健診等を毎年必ず受診しましょう。
- かかりつけの医療機関を決めましょう。
- ジェネリック医薬品を利用しましょう。
- 同じ病気で次々と医療機関を変える重複受診はやめましょう。

◎健康増進に努めて医療費節減・保険税の期限内納付!

みなさんが日頃から健康に留意して医療費を大切に、また、国保税を納付期限内に納入していただくことが健全な国保運営につながります。

医療費(病院代)節約のポイント

普段、何気なく支払っている医療費ですが、受診のしかたによっては、無駄を省き、節約することができます。家計の節約と同じように、医療費も節約していきましょう!

- ① 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう
- ② 「はしご受診」はしないようにしましょう
- ③ 時間外、休日受診はなるべく避けましょう
- ④ ジェネリック医薬品を使用しましょう
- ⑤ かかりつけ医を持ちましょう
- ⑥ お医者さんを信頼し、指示を守りましょう

国保の加入脱退は自動的に行われないので必ず届け出が必要です

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から14日以内に必ず届け出をしましょう。各届け出にはマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカード)と手続きに来る人の本人を確認できるもの(運転免許証など)も一緒にお持ちください。(別世帯の人が代理人として手続きをするときは委任状も必要。)
 ※本市国保資格喪失年月日以降にそのまま保険証を使用すると、後日、国保が負担した医療費を返還していただく場合があります。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入したとき	※転入届後に加入手続きができます
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	※職場の健康保険の資格喪失年月日以降に加入手続きができます
	子どもが生まれたとき	※住民登録後に加入の手続きができます
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	生活保護(廃止)証明書
	他の市区町村に転出したとき	保険証(世帯全員分)
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(該当者全員分)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者が死亡したとき
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護(開始)証明書
	市内間で転居したとき	保険証(世帯全員分)
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分離または合併したとき	
保険証をなくしたり汚したりしたとき(再発行)	汚した保険証	

高額療養費制度

同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる下表の「自己負担限度額(月額)」を超えたときに、その差額が申請により高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間となります。

自己負担限度額(月額)

(70歳未満)

区分	自己負担限度額
所得が901万円を超える	ア 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】
所得が600万円を超え901万円以下	イ 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】
所得が210万円を超え600万円以下	ウ 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】
所得が210万円以下 (市民税非課税世帯を除く)	エ 57,600円 4回目以降は44,400円【※1】
市民税非課税世帯	オ 35,400円 4回目以降は24,600円【※1】

(70歳以上75歳未満) ※平成30年8月診療分から

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 Ⅲ (市民税の課税標準額が690万円以上)	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円【※1】
Ⅱ (市民税の課税標準額が380万円以上)	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円【※1】
Ⅰ (市民税の課税標準額が145万円以上)	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円【※1】
一般	2割	18,000円	57,600円 4回目以降は44,400円【※1】
市民税非課税 Ⅱ(Ⅰ以外)	2割	8,000円	24,600円
Ⅰ【※2】	2割	8,000円	15,000円

【※1】 表中の4回目以降の金額は、診療を受けた月を含む過去12か月以内に自己負担限度額以上の負担が4回以上あったときの4回目以降に適用される自己負担限度額です。ただし、70歳以上75歳未満の適用区分が一般・市民税非課税Ⅱ・市民税非課税Ⅰの外来(個人単位)のみで自己負担限度額を超える場合は対象回数に含みません。

【※2】 同一世帯の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税で、それぞれの所得が0円かつ年金収入が80万円以下の世帯の人です。
※70歳未満の人の合算の対象となる一部負担金は、診療を受けた暦月(1日から末日まで)で、各医療機関ごとの、入院・外来別、内科・歯科別で、21,000円以上の保険内の支払いがあるもの(外来診療で院外処方がある場合は、処方箋を出した医療機関の外来分と薬代の合計額が21,000円以上のもの)です。
※食事代や保険外(差額ベッド代など)の支払いは対象になりません。

【高額療養費支給申請に必要なもの】

- 療養者の国保の保険証の原本
 - 医療機関などの領収書の原本または支払い証明書の原本
 - 普通預金通帳
 - 世帯主の印鑑(認印可、世帯主義の口座に振り込む場合は不要)
 - 申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)
 - 療養者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードなど)
 - 世帯主以外の方が申請に来る場合は、委任状や世帯主の保険証など、その世帯主が代理人を指定した事実を確認できる書類(その世帯主と同一世帯の人が申請に来る場合は不要)
- ◎ 市民税非課税の方は、食事代が減額になる場合があります。詳しくはお問合せください。
◎ 月途中で加入している健康保険が変更になった場合は、健康保険毎の算出となります。

第三者行為による傷病届について

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。ただし、その場合には、必ず、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。

(届出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します)

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免

災害(震災、風水害、火災など)を受けた場合、又は倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などは除く)、疾病、負傷などにより申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減し、一定の額以下になった場合に、申請月から3ヶ月の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。

学生特例のご案内

学生特例とは、修学のため他市区町村に転出している学生が対象要件を満たせば親元の国民健康保険の被保険者と認められる制度です。現在学生特例を受けている人で今年3月に卒業する人は、国保の資格喪失の手続き、進学で修学延長する人は特例延長の手続きがそれぞれ必要です。
また、新たに学生特例を希望される場合も手続きが必要です。

口座振替(自動払込)のご案内

国保税の納付は、安全・安心・便利な口座振替(自動払込)をぜひご利用ください。

- 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
- うっかり納め忘れる心配がなく、安心です。
- 金融機関等へ出かける手間がいらず、忙しい方には便利です。

スマートフォン決済アプリによる納付サービスのご案内

国保税をスマートフォン決済アプリで納付することができます。納付書の有効期限内であれば、24時間、365日、いつでもどこでも納付することができます。

詳しくはこちら →



マイナンバーカードが健康保険証として

利用できます！ ※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

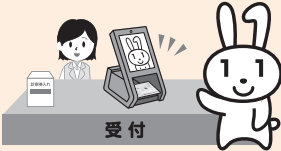
ますますベリに！ マイナンバーカード！

★スマホにカード機能が搭載！ ※2022年度中(予定)

★運転免許証と一体化！ ※2024年度末(予定)

※内閣府・総務省・厚生労働省 令和3年4月改訂のパンフレットを使用
※国のパンフレットをそのまま使用しているため、(予定)のまま掲載します

どうやって使うの？



スツと置いて
ピッと認証！

とっても簡単！

1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！

スマホからでも申込できる！



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。
(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用サイトです。)



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使いません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。

医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に!

※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。



マイナンバーカードは安全です!



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などの本人確認があるため、悪用は困難です。
ICチップ部分には、税や年金などの個人情報記録されません。健康保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

万全のセキュリティ対策

- ▶ 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時的に利用停止可能
- ▶ アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- ▶ 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

他人が悪用できないようになっているんだね!

どないいいことが? 7つのメリット

1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!

スマートフォン ① スマホで顔写真を撮影 ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了	パソコン ① カメラで顔写真を撮影 ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了	証明用写真機 ① タッチパネルから(個人番号カード申請)を選択 ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力 ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了	郵便 ① 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了 ※QRコードは、特定電子ウェブの登録欄です。
---	--	---	---

交付申請書をお持ちでない方は、マイナンバーカード 郵便

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます!プリントアウトしてご利用ください。
- ② 手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ③ 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

1 本人確認書類になる!

- ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える!
- 旧姓(旧氏)の併記ができる!
- 行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む!

4 オンラインで行政手続!

- 子育てなどに関する手続もオンラインで!ワンストップで!
- ※市区町村によってサービスが異なります。
- マイナンバーカードを使って、e-Taxがもっとベリに!

2 コンビニで各種証明書が取得できる!

市区町村窓口に行けないときも近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる!
※市区町村によってサービスが異なります。*毎日6:30~23:00。

5 「マイナポータル」で暮らしがもっとベリに!

マイナポータルを使えば…

- 行政機関などが持つあなたの情報を確認できる!
- 行政機関などからのお知らせを受け取る!
- 今後、あなたの特定健診情報*1、薬剤情報、医療費通知情報*2が確認できる!
- 確定申告の医療費控除*3がカンタンに!

*1…10月までに順次閲覧できるようになります。なお、保険者により開始時期が異なります。
*2…薬剤情報は2021年10月(予定)から。医療費通知情報は2021年11月(予定)から。
*3…2021年分所得税の確定申告(予定)から、マイナポータルを通じて2021年9月以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。

3 健康保険証としても使える!

- 対応する医療機関・薬局は、順次拡大!
 - あなたの同意のもと、医師と服薬履歴などが共有でき、より良い医療が可能に!
 - 手続きをしなくても、限度額を超える自己負担の支払いが不要に!
- ※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。

6 民間のサービスでも使える!

- オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などに使える!書類郵送などの手間がかからない!
- 職員証としての利用も!

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 受付時間(年末年始を除く) 平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバーカード等 050-3818-1250

マイナンバー制度について 0120-0178-26

マイナンバーカード等 0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこちら <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



【40～74歳の方】特定健診を受けましょう!!

— 国が定めた年に1度の健康診断です。必ず受けてください。—

トク得クーポン券がもらえます!

■**集団健診日程および受診できる医療機関一覧は、同封の「特定健康診査のお知らせ」のチラシまたは市ホームページ (R4年度の情報は4月以降) をご覧ください。**

- 受診期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 必要なもの 保険証、健診料:無料 (健診料は、市国保が全額補助しますので自己負担がありません)

市ホームページ →
(特定健診のページ)



検査項目 問診、身体計測、理学的検査 (診察等)、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査

特定健診を受けて分かる生活習慣病 糖尿病、慢性腎臓病、高血圧症、高尿酸血症、脂質異常症、肝臓の障害 等

※職場健診や自費で人間ドック等を受けた方は、その結果を提出していただくことで特定健診の受診にかえることができます。

※検査結果により、国民健康保険課・保健センター等による訪問・電話等での保健指導を行うことがあります。

令和4年度人間ドック・脳ドック利用補助希望者募集

はり、きゅう施設利用券交付要件について

【対象者】4月1日現在35歳以上で、納期到来分の国保税完納世帯の人
※昨年度同じドック補助を受けた人を除く。人間ドックと脳ドックの両方の申し込み不可。

【内容】検査費用の半額 (上限2万円、消費税は自己負担)
市内の指定医療機関 (人間ドック6か所、脳ドック9か所) で受診することができます。定員を超えた場合は抽選となります。

募集期間、募集定員等については、「市民のひろば4月号」をご覧ください。

■**はり、きゅう施設利用券の申請前に特定健診を受けてください。**

【交付要件】

- 納期到来分の保険税完納世帯であること
- 40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること

※職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。

はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置 (軽減措置)

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置 (最長2年間) が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

- ① 離職日時点において65歳未満の人
- ② 雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が 11・12・21・22・23・31・32・33・34 に該当する人

【申告時に必要なもの】

雇用保険受給資格者証 (原本)、申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本 (マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類 (マイナンバーカードなど)

※雇用保険受給資格者証の交付を受けたら、早めに申告してください。

市県民税の申告のお願い

令和4年度の国保税は、加入者の令和3年中 (1月～12月) の所得に基づいて計算されます。

所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市民税課や各支所税務課で市県民税の申告をしてください。(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります)

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ① 税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人 (所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)、または給与収入のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人
- ② 公的年金等 (障害・遺族年金を除く) のみを受給している65歳以上 (昭和32年1月1日以前生まれ) の人で、令和3年中の支給額 (複数の年金を受給されている人はその合計額) が151万5千円以下の人
- ③ 令和3年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人 (鹿児島市外の親族から税金上の扶養となっている人は申告が必要です)

国保税の特別徴収 (年金からの差引き) について

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であり、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。(ただし、年度途中で世帯主が75歳に到達するなど一定の条件に該当する場合には対象になりません)

特別徴収額などについては、それぞれの区分に応じた時期に通知書を送付してお知らせします。

区分	通知書名	通知時期
すでに特別徴収の世帯		2月
令和4年度から新たに特別徴収が始まる世帯	仮徴収通知書	4月開始
		6月開始
	納税通知書	8月開始
		10月開始 ※
	納税・更正通知書	6・7・8月

※10月開始については、6月・7月・8月のいずれかにお知らせします。

◎年間の特別徴収額ができるだけ均等になるように、6月と8月の仮徴収額を変更した通知書を4月に送付する場合があります。

国保に関するお問い合わせは

国保のすがた

本 庁 国民健康保険課 別館1階3番窓口
 国保の加入・脱退、給付については 給付係 ☎(直通) 216-1228
 特定健診・保健指導については 保健事業係 ☎(直通) 808-7505
 国保税の計算・内容については 賦課係 ☎(直通) 216-1229
 国保税の納付・納税相談については 納税係 ☎(直通) 216-1230
 国保の財政については 庶務係 ☎(直通) 216-1227

谷山支所 市民課国民健康保険係 ☎(直通) 269-8414
 伊敷支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 229-2115
 吉野支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 244-7284

吉田支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 294-1212
 桜島支所 桜島総務市民課市民係 ☎(直通) 293-2347
 // 東桜島総務市民課 ☎(直通) 221-2111
 喜入支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 345-3754
 松元支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 278-2114
 郡山支所 総務市民課市民係 ☎(直通) 298-2113
 サンサンコールかごしま ☎(直通) 808-3333
 市ホームページアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

世帯数: 77,922世帯
 被保険者数: 115,902人
 (令和4年1月末現在)

